

令和 7 (2025) 年度 事業計画書

公益財団法人 ペガサス財団

1 基本方針

当財団は、平成 26 年 4 月の発足以来、福祉、教育及び地域環境の保全を推進するための事業に対し助成するとともに、魅力ある地域社会を創造するため、関係機関等との連携及び協力を行うことにより、もって真に豊かさの実感できる地域社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的として活動し、令和 6 年 10 月 1 日には愛知県からの公益認定を得て、公益財団法人に移行したところである。

本年度は、より公益的な立場から社会貢献活動を推進することとなったことを踏まえ、令和 6 年度に充実を図った助成金交付事業を引き続き実施する。

2 助成金交付事業（公益目的事業）

（1）趣旨

愛知県内における地域の社会福祉、子どもと若者の教育等の向上並びに地域の社会生活環境の整備等の事業に対する助成支援により、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的として行う事業である。

（2）事業内容

助成金の交付による支援

【助成対象団体及び助成対象経費】

非営利団体（地方公共団体・法人格を有しない団体を含む）が愛知県内で行う事業の実施経費や当該事業に必要な備品購入等の経費に対して助成金を交付する。

【助成対象事業】

助成対象事業は、愛知県内で行われる次に掲げる事業として、営利を目的としない事業に限るものとする。

① 社会福祉の推進に関する事業

社会的に支援を要する者の自立と社会参加を促す機会の提供に資すること。

【対象となる助成例】

障がい者のアート作品展示会事業、心身障がい者の舞台芸術鑑賞会事業、
障がい者スポーツ備品の支給事業、動物とのふれあい療養事業、
高齢者参加のレクリエーション事業、
物価高騰等による生活困窮子育て世帯への緊急生活支援物資提供(宅配)事業

② 子どもと若者の健全な育成と教育の推進に関する事業

これから社会に参加していく子どもと若者が、健やかで豊かに育つため、一人ひとりの個性と発達段階に応じた、社会的自立や活躍を促す機会の提供及び教育の推進に資すること。

〔対象となる助成例〕

不登校児童の居場所づくり事業、外国出身児の日本理解を深める勉強会事業、
学校内空きスペース有効活用のための支援事業、
生徒が国際理解を深める特別講座事業、
自立を目指す若者を支援するための地域交流事業
小児等を対象とした訪問看護を新たに行うための車両購入

③ 地域環境保全の振興と地域緑化の推進に関する事業

地域の環境や生態系を守る取り組みと、良好な都市環境の形成に必要な緑化の推進に資すること。

〔対象となる助成例〕

地域緑化活動ボランティア支援事業、環境保全にかかる講演事業、
緑地の外来種駆除事業、蛍が飛び交う里山づくり事業

④ 馬と共に人と社会をゆたかにする事業

引退競走馬のセカンドキャリア促進もしくは、さらにその後の養老・余生等の諸活動の支援に資すること。

〔対象となる助成例〕

引退競走馬のセカンドキャリア促進を目的としたシンポジウム開催事業など引退競走馬支援啓発セミナーやイベントの開催事業、
引退競走馬のセカンドキャリアのためのリトレーニング支援事業、
引退競走馬の活用による乗馬部の活性化事業、
不登校児を対象としたホースセラピー事業、馬との触れ合いを通じた地域交流事業
これらの活動に必要な人材育成事業

【助成金額】

1 申請あたりの限度額は 100 万円とし、年度内の申請回数は 1 団体につき 1 回限りとする。

なお次に掲げるものは助成対象金額から除くものとする。

- ① 助成対象事業が、国・地方公共団体又は他の民間の助成団体からの助成を受けているものであるときは、その助成金額
- ② 団体自体の運営に充てられる費用
- ③ 団体役員及び職員に係る費用

【応募資格】

次に掲げる要件を満たす団体とする。

- ① 団体の活動拠点が愛知県内にあり、その活動が愛知県内で行われていること。
- ② 非営利団体であること。
- ③ 反社会的勢力と一切の関係を有しないこと。
- ④ 団体の活動が、政治活動又は宗教活動を目的とせず、特定の団体又は個人の利益を守り、若しくは攻撃するものではないこと。

【応募方法】

当財団指定の申請書に必要事項を記入し、下記書類を添えて財団事務局へ書面により提出する。

なお提出書類については返却せず、申請にあたり受領した個人情報については、当財団の活動以外には一切使用しない。

〈添付書類〉＊地方公共団体については、④～⑪は不要

- ①申請事業に関する事業計画書（当財団指定様式）
- ②申請事業収支予算書（当財団指定様式）
- ③助成金対象経費内訳書（当財団指定様式）
- ④団体に関する調書（当財団指定様式）
- ⑤団体の役員名簿（当財団指定様式）
- ⑥誓約書（当財団指定様式）
- ⑦履歴事項全部証明書（原本）※ 法人格を有しない団体は不要
- ⑧団体の定款、会則、規約等
- ⑨団体の当該年度の事業計画書
- ⑩団体の当該年度の収支予算書
- ⑪団体の前年度の収支決算書 ※ 法人格を有しない団体は過去３年分の収支決算書
- ⑫その他財団が必要と認める書類 ※ 法人格を有しない団体は、過去３年間に継続して活動していることを明示する書類等

【申請受付期間等スケジュール】

- ①Ⅰ期（４月締切、５月審査・承認）
- ②Ⅱ期（６月締切、７月審査・承認）
- ③Ⅲ期（８月締切、９月審査・承認）

※ 申請は、先着順で受け付ける。ただし、受付期間の途中でであっても、助成金申請額の累計が助成金予算額に達する場合には、受付を終了する場合がある。
その場合、以降の受付期間の募集はしないことがある。

※ 予定した受付期間（Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期）で助成金申請額の累計が助成金予算額に達しない場合は、追加募集を行う場合がある。

【審査方法・決定】

申請についての審査は、助成金交付審査会規程に基づき選出された審査委員で構成する助成金交付審査会にて行う。

同審査会は、申請団体が助成金交付規程に定める助成金の交付を受けることができる団体であることを確認するとともに、審査基準に基づき申請事業について交付の適否等を総合的に審査し、理事会に答申する。

理事会は、その答申を受けて助成金の交付及び交付額等を決定する。

【助成金予算及び助成件数】

1,400万円 30件程度

【財源】

財源については、寄付金によって賄うものとする。